

令和元年分所得税・住民税の申告相談のお知らせ

※このお知らせの中で「令和元年分(中)」とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までをいいます。

令和元年分の所得税・住民税の申告相談を次のとおり実施しますので、各地区の指定日にお越しください。

平日の申告相談に来られない場合は、3月1日⑤と15日⑥に休日受付を行いますので、ご利用ください。ただし大変混雑すると予想されますので、可能な限り平日にお越しください。

◆所得税・住民税の申告とは
平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得を申告するものです。この申告を基にして所得税を計算し、町は令和2年度の町県民税を課税する根拠の一部とします。

◆申告が必要な方
令和2年1月1日現在、小野町に住民登録をしている方で、令和元年中に次の要件に当てはまる方は申告

する必要があります。
① 主な所得が給与または年金の方で、それ以外の所得があった方

② 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方

③ 土地や建物を売った所得(譲渡所得)があった方

④ 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

⑤ 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方

⑥ 給与所得者で年末調整を行わなかった方

◆申告しなくてもよい方
① 所得が1つの勤務先からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方

② 所得が公的年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

◆申告に必要なもの
① 共通するもの
・ 印鑑
・ 通帳もしくは口座番号の分かるもの(申告者ご

本人のもの)
・ 個人番号カードまたは通知カード
※通知カードの場合はカードのほかに本人確認ができる書類(免許証など)が必要
② 給与、年金所得のある方
・ 源泉徴収票
③ 営業、農業、不動産、配当所得のある方
・ 収支内訳の明細が分かるもの(会計帳簿や領収書など)
④ 譲渡所得のある方
・ 売買契約書
・ 譲渡のために要した費用の領収書
※公共事業による収用に伴う譲渡所得があった方で特別控除を受けられる方は「収用証明書」「公共事業用資産の買取りの申出証明書」「公共事業用資産の買取り等の証明書」も必要となります。

⑥ 所得控除を受ける方
・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書など
・ 障害者手帳、介護保険証、療育手帳など

⑦ 住宅借入金等特別控除を受ける方
・ 登記事項証明書
・ 工事請負契約書
・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
※長期優良住宅やリフォームなどの場合、必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

◆農家の方へお願い
「令和元年分農業経営状況調査票」(集落農政推進協議会長から配布されたもの)に必要事項を記入してお持ちいただく、申告相談にかかる時間が短縮できますので、必ず記入してご持参ください。

◆申告にお越しになる前に
① 受け取った源泉徴収票や保険料の控除証明書、帳簿などがそろっているか

ご確認をお願いします。
② あらかじめ収支計算や領収書の整理を行ってからお越しください。

◆注意点
① 申告には世帯の生計の内容などが分かる方がお越しください。
② 月曜日や相談期間の終盤は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。できるだけ期間の前半にお越しください。
なお全期間を通して午前中の方が混み合う傾向にありますので、余裕を持ってお越しください。

③ 確定申告書は電子送信(e-TAX)で税務署へ送付しています。
ご自身でe-TAXを利用したことがある方は、納税者IDの分かるものをお持ちください。
④ 申告をしないと、国民健康保険税の軽減判定が計算できず正しい税額とならない、高額な医療費を支払っても高額療養

費を支払って高額療養

費を支払って高額療養

費を支払って高額療養